

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
水戸信用金庫	89,420	8.13
吉田知広	88,900	7.35
明生産業株式会社	50,200	4.56
株式会社常陽銀行	50,000	4.36
暁飯島工業従業員持株会	42,000	3.82
アサガミ株式会社	35,500	3.23
新菱冷熱工業株式会社	35,000	3.18
東和防災工業株式会社	26,000	2.36
暁飯島工業取引先持株会	19,340	1.76
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	17,000	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長野 正紀	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長野 正紀	○	——	長野正紀氏は、弁護士であり企業法務に関する専門的能力・知識を有しておりますので、当社取締役の業務執行を監視・監督する観点において、適切な人物であると判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、当社とは顧問契約をしておらず、一般株主と利益相反することなく独立性が担保されていると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人である太陽有限責任監査法人と定期的に意見交換会を開催し、業務上および会計上の課題について情報を共有するように努めております。

また、内部監査室はコンプライアンスの取り組み状況、問題点等について監査し、定期的に監査役会に報告する体制となっており、コンプライアンスの強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
牧野 吉臣	他の会社の出身者							△						
根本 幸司	税理士									○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牧野 吉臣	○	牧野吉臣氏は、平成13年まで当社の主要取引金融機関である水戸信用金庫に勤務しておりました。	牧野吉臣氏は、金融機関の要職及び企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社取締役の職務執行を監督する観点において、適切な人物であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、当社の主要取引金融機関である水戸信用金庫を退職後、10年以上経過していること及び平成14年11月当社社外監査役就任後、公正・中立な立場で監査されていることから、一般株主と利益相反することなく独立性が担保されていると判断し、独立役員に指定しております。
根本 幸司	○	根本幸司氏は、当社と顧問税理士契約を締結しておりましたが、平成27年11月で契約を終了しております。	根本幸司氏は、税理士として税務・会計全般に関して幅広い知識と経験を有しており、経営適正化の観点から当社に適切な人物であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、当社とは今後、顧問契約の予定はなく、一般株主と利益相反することなく独立性が担保されていると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点で、インセンティブ付与に関して必要性がないため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する2016年8月期の役員報酬は、73,690千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外監査役に対する専従の従業員は配置しておりませんが、内部監査室が必要に応じてサポートを行っております。
また、その従業員は業務の執行にかかる役職を兼務せず、取締役の指揮命令を受けないものとします。
なお、総務部内に監査役会事務局を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

- ・取締役会は6名の取締役(うち1名は社外取締役)で構成されており、月1回の定例取締役会のほか必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役及びその他の取締役の職務執行状況を監督しております。
- ・当社は監査役制度を採用しており、監査役は3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び職務の執行において、違法または不当な事実のないことを確認するとともに、必要意見を陳述するなど法令及び監査方針に基づいた適正な監査を行っております。また、監査役会は年15回開催しており、活動状況の報告をはじめ、情報の共有化を図るため取締役と定期的に意見交換を行い、必要に応じて業務改善等の提言を行っております。
- ・常勤取締役を主なメンバーとして構成する常務会を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項、取締役会からの委嘱事項その他経営課題事項等を審議・決議しております。
- ・部長・支店長以上で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の課題の審議及びその状況等の報告を行っております。
- ・複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法律上の判断を必要とする場合には適時助言、指導を受けるなど、コンプライアンスの強化に努めております。
- ・複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法律上の判断を必要とする場合には適時助言、指導を受けるなど、コンプライアンスの強化に努めております。
- ・当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は従来は社外監査役を選任し、社外取締役を選任していませんでしたが、2015年11月19日に開催された第62期定時株主総会において社外取締役1名を新たに選任し、2016年11月22日に開催された第63期定時株主総会においても再任いたしております。

社外取締役には、弁護士であり企業法務に関する専門的能力・知識を有しており、当社取締役の業務執行を監視・監督する観点において、適切な人物であると判断し、長野正紀氏を選任しております。また、同氏は当社の社外監査役を長年務め、事業内容も熟知していることから、当社の

経営に対し適切な助言をいただくことにより一層のコーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと考えております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「株主・投資家情報」に決算短信等を掲載しております。 http://www.eazima.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部、事務連絡責任者:大場誠	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針及び行動憲章に、株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動憲章の定めるところにより、企業情報を積極的かつ公正に開示し、個人情報保護方針により個人情報、顧客情報の適正な保護を行っております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社の経営理念に基づく「行動憲章」を制定し、全役職員が社会的良識をもった行動を実践していくための規範とし、企業倫理の遵守の徹底を図っております。
- ・ コンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会は、社長を委員長とした常務会メンバーで構成し、事業活動に関わる法令・定款及び企業倫理の遵守に努めております。
- ・ 内部監査室は、各部門の業務の執行状況を検証し、コンプライアンスの確保を図るため、継続的に内部監査を実施しております。監査結果は、社長及び監査役会に報告しております。
- ・ 社内外に設置されているコンプライアンスに係る相談・通報窓口を適切に運用し、法令・定款、企業倫理に逸脱した行為の未然防止、早期発見及び是正を図る体制を整えております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 株主総会、取締役会、常務会、経営会議の議事録、稟議書、取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令・社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理しております。
- ・ 各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理しております。
- ・ 取締役、監査役は、業務上必要のある場合には、常時これらの情報を閲覧できる仕組みとしております。
- ・ 情報の保存及び管理にあたっては、主管部門が情報セキュリティ管理規程に基づき、情報資産の安全性の確保を適切に実施しております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 「リスク管理規程」を制定し、当社におけるリスク管理に関する基本事項を定めております。また、管理官掌取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、全社的リスクの管理体制の強化を図っております。リスク管理委員長は定期的にリスク管理の進捗状況を確認するとともに、常務会、経営会議に報告しております。
- ・ 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し各部門のリスク管理状況の監査を実施し、リスク管理上の問題点はリスク管理委員会に報告され、必要な改善策を実施することとしております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は毎月1回定例の取締役会を開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役及びその他の取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。
- ・ 常務会を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項その他取締役会から委嘱を受けた事項を審議・決議する体制を整えております。
- ・ 部長・支店長以上で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の課題の審議及びその状況等の報告を行っております。

(5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役は、必要に応じて内部監査室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役から指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役及び所属上長からの指揮命令は受けないものとします。
- ・ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとします。

(6)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から、職務の執行状況に関する報告を受けております。
- ・ 取締役及び使用人は、会社の経営に重大な悪影響を及ぼすことまたはその恐れのあることを発見したときは、速やかに監査役に報告するものとします。

(7)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 「内部通報規程」において、通報した者が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする旨を定めております。また、その旨を役職員に周知徹底しております。

(8)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に説明を求めることができる体制を整えております。
- ・ 監査役は、監査の実効性を高めるために、内部監査室、会計監査人及び経理部門と綿密な連携を図っております。また、代表取締役と定期的に意見交換を行っておりますが、必要に応じて業務改善等の提言を行うものとします。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役の職務の執行に支障の無いよう速やかに費用または債務の処理を行います。

(10)財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築しております。内部統制評価チームによる内部統制システムの有効性を継続的に評価し、不備及び重要な欠陥があれば速やかに是正するとともに、取締役会、監査役に報告する体制を整えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・ 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切遮断することを基本方針としております。

・ 整備状況

反社会的勢力に対する基本方針を行動憲章に明記するとともに、全社員への周知徹底に努めております。また、総務部を統括部門として、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の外部専門機関等と連携し、折にふれ指導を受けるとともに、不当要求等が発生した場合への対応を図る体制を整えております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

